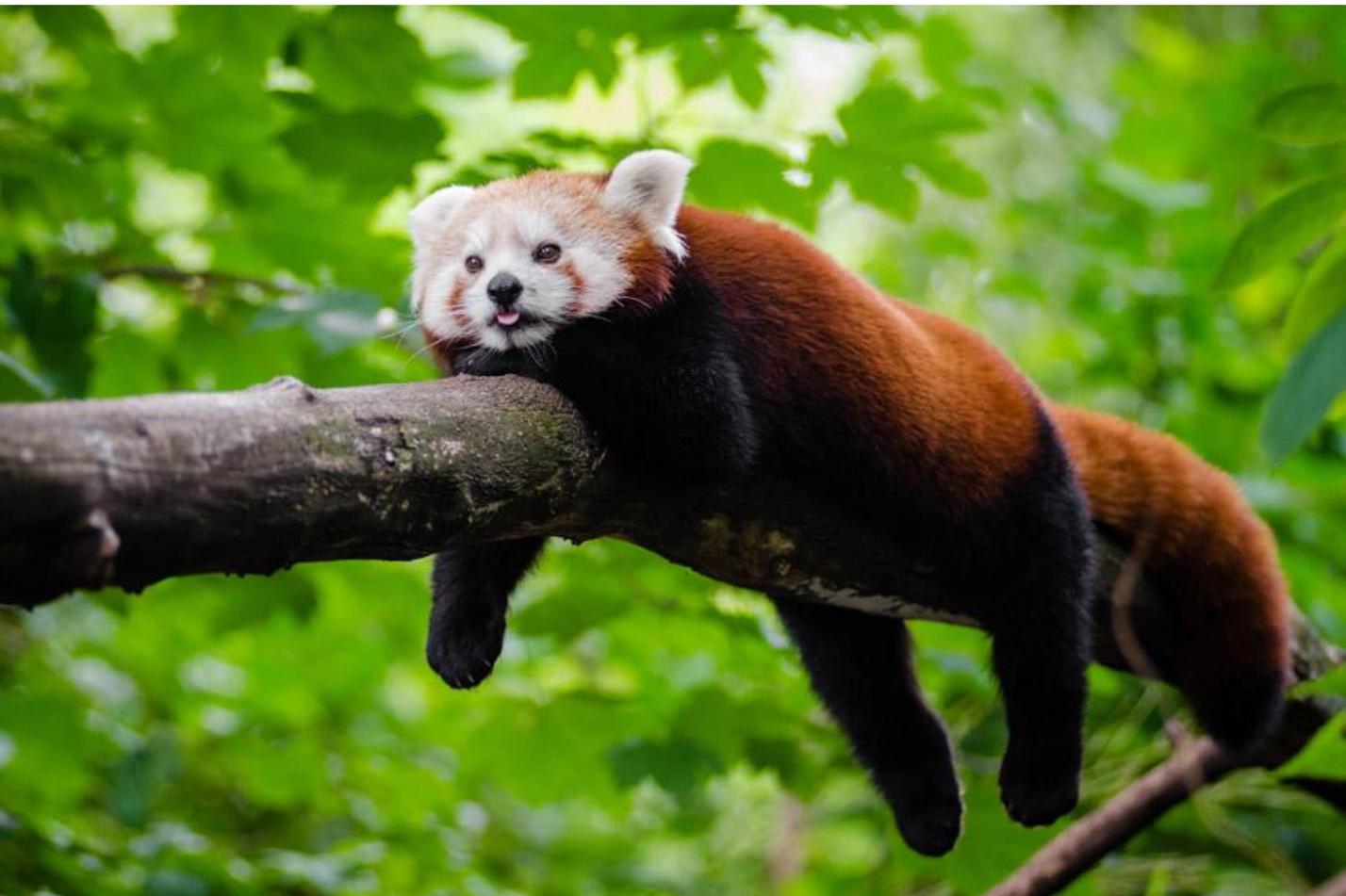


R4.8
第97号

マリアスニュース

令和5年更新のご案内が始まりました!!



管区等とりまとめ締切日(手続きはお早めに!)

令和4年9月16日(金)

※出向者・OBは9月26日(月)協会本部必着



●制度内容等の詳細は、パンフレットをご参照ください

海上保安庁

本 庁 秘 書 課
大 学 校 総 務 課
学 校 人 事 厚 生 課
管 区 本 部 厚 生 課

契約代表者:公益財団法人 海上保安協会

今年度、ご確認いただきたいこと

【生保部分】

- 自身のライフステージにおける必要保障額に合わせて、グループ保険(本人・配偶者とも)の加入コースが適正か確認をしてください。
⇒ とくに、配偶者が新規加入、増口される場合は本人と健康告知内容が異なるため、早めの加入検討をおすすめします。

【損保部分】

- 「団体傷害保険」の、親御様の介護に備える親介護オプションセットへのご加入を検討ください。
⇒ 親御さまの要介護状態が30日を超えて継続した場合に一時金をお支払いする特約です。満89歳の親御様まで特約被保険者に設定することが出来ますが、親御さまの健康状況によってはご加入できないこともありますので、お早目のご加入が肝心です。突然やってくる介護に備えるためにぜひ加入をご検討ください。
- インターネット手続きの導入
⇒ 従来の紙の加入申込票でのお手続きに加え、インターネットによる新規加入・変更手続・脱退手続を開始いたしました。詳細はパンフレットと一緒に配布いたします、「インターネット手続きご利用ガイド」をご確認ください。

年に1度の手続きの機会です
お手続きもれのないようお願いします



保険料の引き落としに関するお願い(重要)

・マリアス保険は全制度月払です

・保険料は、海上保安協会に登録されている銀行等の口座から引き落とし(毎月27日)しています

・残高不足による保険料が未納の場合、保険契約が失効することがありますのでご注意ください

・引き落とし口座を変更する場合は、現職は管区厚生課、出向者・OBは海上保安協会にお問い合わせください

・万が一、口座引き落としができなかった場合は、海上保安協会から郵便局払込取扱票をお送りします。指定期日までに必ず振込みをお願いします

! ※給与口座と海上保安協会の保険料引き落とし口座は連動していません。給与口座を変更されても保険料引き落とし口座は自動変更されませんのでご注意ください。

募集期間中のお問い合わせ先

令和4年8月1日(月)～9月16日(金)

土・日・祝日を除く(9:00～17:00)

・グループ保険
・医療保障保険
・三大疾病保障保険

・明治安田生命保険相互会社
0120-099-600
03-6259-0030(照会期間受付終了後)

・団体傷害保険
・疾病医療上乗せ保険
・長期所得補償保険

・三井住友海上火災保険株式会社
0120-649-002
・有限会社 海交会
03-3297-7582

公益財団法人 海上保安協会中央本部 厚生事業部
03-3297-7582

